平成22年5月24日

(一部更新:令和4年5月20日)

下関市福祉部介護保険課

## 「認定の有効期間の半数を超えて利用する短期入所」について(留意事項)

## ●相談票様式作成の目的等

基準等により、「(介護予防)短期入所生活介護又は(介護予防)短期入所療養介護(以下、短期入所サービスという。)をケアプランに位置付ける場合は、その利用日数が認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない」旨が規定されています。

しかしながら、利用者の心身の状況等によっては上記の利用日数の目安を超えて長期的に短期 入所サービスを利用せざるを得ないケースもあり、そのような場合、本市においてはケアマネジャー等から状況を聞き取ったうえで個別に算定の可否を判断してきました。

この度、短期入所サービスの利用に関する相談・確認作業をより円滑に行うため、本市へ相談 する際の様式を定めました。下記の留意点を確認のうえで、該当する利用者については必ず相談 票等の提出を行ってください。

## ●相談票作成の際の留意点

- ・翌月のサービス利用票を作成する際に、「認定の有効期間のおおむね半数」を超えて短期入 所サービスを利用することが見込まれる場合には、相談票を作成し提出してください。
- ・認定の有効期間が2年以上(※)の場合、本市では状況確認のため、期間を前半と後半に区切って相談票を提出いただくこととしております。具体的な提出時期は以下のとおりです。
  - (例)要介護認定の有効期間:R4年4月1日~R7年3月31日(1095日)の場合

前半:R4年4月 ~ R5年9月 (約540日)

後半: R5年10月 ~ R7年3月 ( 川 )

- 前半・後半それぞれにおいて、短期入所サービスの利用日数の累積が、270日(約540日の半分)に達することが見込まれる場合に相談票を提出してください。
- 後半においては、前半の利用日数はカウントしません。
  - (※)前・後半の日数と、おおむね半数の日数

 • 2年(約730日)
 …
 前・後半:約365日、それぞれの半数:約180日

 • 3年(約1095日)
 …
 川
 :約270日

 • 4年(約1461日)
 …
 川
 :約360日

- 相談票を提出する際には、ケアプラン(居宅介護支援の場合は第1·2·3表)及びアセスメント票(介護予防支援の場合は利用者基本情報)とともに提出してください。
- 「認定の有効期間のおおむね半数」を超えて短期入所サービスを利用しながら、本市へ何ら連絡がない事例については、指導の対象となる場合もありますのでご留意ください。